



令和3年度生徒募集要項

埼玉県立蕨高等学校

〒335-0001 埼玉県蕨市北町5丁目3番8号

TEL: 048 (443) 2473 FAX: 048 (430) 1371

第1 募集人員

普通科 320名 (転勤等に伴う転編入学者の募集人員 2名を含む)

外国語科 40名

第2 出願資格等

1 出願資格

入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和3年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和3年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 (学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

2 通学区域

通学区域は設けない。

第3 一般募集

1 一般募集における出願資格

第2の1に該当する者。

2 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等からの出願

令和2年6月24日付け教県第113-1号「令和3年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格等について(通知)」により出願すること。出願手続は、第3の3による。

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料

(ア) 入学志願者は、入学選考手数料（2,200円）として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

(イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法（志願者又は出身中学校長が提出するもの）

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参することや、志願者が郵送・持参することも可とする。出願方法の詳細は次のとおりである。

方法	提出書類	提出期間及び受付時間
中学校がまとめて郵送	入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票（様式A）を同封する。	令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。
中学校がまとめて持参	入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票（様式A）を同封する。	令和3年2月12日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
志願者が郵送	入学願書、受検票、調査書を同封する。	令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。
志願者が持参	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。	令和3年2月15日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 令和3年2月16日（火）午前9時から正午まで

4 併願及び第2志望

本校と同時に他の県公立高等学校あるいは県立特別支援学校に「入学願書」を提出することはできない。普通科、外国語科とも第2志望は認めない。

5 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和3年2月18日（木）から2月19日（金）まで 受付時間は、2月18日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月19日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 志願先変更する時の手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

なお、志願先変更の手続は窓口受付のみとし、郵送による手続きは認めない。

(3) 入学選考手数料

ア 県立高等学校の全日制から本校へ志願先変更する場合は、改めて納入する必要はない。

イ 県立高等学校の定時制から本校へ志願先変更する場合は、入学願書の所定の位置に**不足分の額の埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

ウ 市立高等学校から本校へ志願先変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。

エ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

6 志願取消し

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

7 学力検査

- (1) 志願者は、令和3年2月26日(金)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
なお、追検査の受検をする場合は「8 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。
なお、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 志願者は午前8時45分までに本校体育館に集合すること。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼食	13:30～ 14:20 (50分)	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜、外国人特別選抜においては2月26日(金)に面接を実施する。

8 追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査をすべて欠席した志願者は、令和3年3月3日(水)に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかったことを踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様式16）を令和3年3月1日(月)正午までに本校校長に提出すること。
なお、新型コロナウイルスに感染するなどして、令和3年3月3日(水)の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、10 特例追検査のとおりとする。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。
なお、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜、外国人特別選抜においては追検査当日に面接を実施する。(追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。)
- (6) 追検査の会場は、本校とする。ただし、追検査当日の無症状の濃厚接触者の検査会場は、指定する県内4施設とする。
- (7) 追検査の日程及び配点等は、学力検査に準ずる。

9 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
1 日時	令和3年3月8日（月）午前9時	令和3年3月8日（月）午前10時
2 場所	http://nr03.spec.ed.jp/	本校
3 方法	受検番号を発表する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。	

(2) 資料等受領

ア 入学許可候補者は、令和3年3月8日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに本校へ、選抜結果通知書等の受領に行くこと。

イ 資料等受領の際には、受検票を持参すること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

10 特例追検査

(1) 新型コロナウイルスに感染するなどして、保健所から健康観察や外出自粛を要請され、学力検査及び追検査をすべて欠席した者は、令和3年3月12日（金）に実施する特例追検査を受検することができる。

(2) 中学校長は、新型コロナウイルスに感染するなどの事由を踏まえ、令和3年3月3日（水）の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、速やかに（学力検査当日までに）本校校長に連絡するとともに「特例追検査受検願」（様式D）を令和3年3月1日（月）正午までに本校校長に提出すること。

(3) 特例追検査は、国語、数学及び英語の3教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、「英語のリスニング」及び「学校選択問題」は実施しない。

(4) 検査会場は、**指定する県内4施設**とする。

(5) 令和3年3月16日（火）午後2時に、電話による入学許可候補者発表を行う。

(6) 入学許可候補者は、令和3年3月16日（火）午後2時から午後4時30分まで及び令和3年3月17日（水）午後9時から正午までに本校へ、選抜結果通知書等の受領に行くこと。その際、受検票を持参すること。

第4 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和3年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

- 5 面接
面接は個人面接とし、学力検査当日に実施する。
- 6 その他
ここで定めた内容以外の事項については、第3による。

第5 帰国生徒特別選抜による募集

- 1 募集人員
一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、普通科、外国語科合わせて9名までとし、募集人員の枠内に含まれるものとする。
- 2 出願資格
第2の1に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
 - (2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
 ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和3年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。
- 3 出願手続
第3の3に準ずる。ただし、次のことに留意する。
 - (1) 第3の3の(1)のAについては、「入学願書」(様式5)、「受検票」(様式5-2)とともに「海外在住状況説明書」(様式13)を、本校校長に提出すること。
「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。
 - (2) 第4の3の「自己申告書」は、提出することができない。
 - (3) 普通科、外国語科とも第2志望は認めない。
- 4 志願先変更
第3の5に準ずる。ただし、次のことに留意する。
第3の5の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。
ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を添付すること。
- 5 学力検査及び面接
学力検査は第3の7の(1)～(5)により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。また、面接は個人面接とし、学力検査当日に実施する。
学力検査及び面接の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～ 14:20	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		本校校長の指示に従う。 原則、この時間内で面接を行う。		英語

- 6 その他
ここで定めた内容以外の事項については、第3に準ずる。

第6 外国人特別選抜による募集

1 募集人員

一般募集に併せて実施する。

なお、募集人員については、普通科、外国語科合わせて10名までとし、募集人員の枠内に含まれるものとする。

2 出願資格

第2の1に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 保護者と共に県内に居住している、又は令和3年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- (2) 原則として、在日期間が令和3年2月1日現在で通算して3年以内の者

3 出願手続

- (1) 外国人特別選抜による募集の出願は、次のいずれかの方法により行う。

ア 2月12日（金）以前に本校で、出願時に有効な旅券、在留カード及びその他本校校長が必要とする書類の確認を行い、第3の3の(2)による郵送出願等をする。（事前確認を行う場合、中学校長は本校校長に連絡を入れること。）

イ 2月15日（月）、2月16日（火）に持参による出願をする。

- (2) 本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

また、次のことに留意する。

ア 「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「外国人特別選抜による募集」に○を付すこと。

イ 第4の3の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。

ウ 普通科、外国語科とも第2志望は認めない。

- (3) その他の出願書類

ア 外国人特別選抜適用申請書（様式15）

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。

イ 出願時に有効な旅券

ウ 在留カード

イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等でウは保護者とともに県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。

エ その他、本校校長が必要とする書類

4 志願先変更

第3の5に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の5の(1)については、外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ提出し、出願の手続を行うこと。

5 学力検査及び面接

学力検査は第3の7の(1)～(5)により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。また、面接は個人面接とし、学力検査当日に実施する。

学力検査及び面接の日程は、次のとおりとする。

時間	8：45～ 9：20	9：25～ 10：15 (50分)	休憩	10：35～ 11：25 (50分)	休憩	11：45～ 14：20	休憩	14：40～ 15：30 (50分)
教科等	一般諸注意	本校校長の指示に従う。		数学		本校校長の指示に従う。 原則、この時間内で面接を行う。		英語

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3に準ずる。